通所介護事業所千寿苑　重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して指定地域密着型通所介護サービス・総合事業通所介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当サービスの利用は、原則として要介護または要支援状態等と認定された方が対象となります。

1. 事業所の概要

（1）　事業所の名称等

事業所名	通所介護事業所千寿苑
開設年月日	平成２６年０８月０１日
所在地	〒015-0051　秋田県由利本荘市川口字八幡前５２番４
電話番号(FAX)	０１８４－７４－５４８２　（０１８４－７４－５４８３）
管理者名	佐藤　麗夏
利用定員	１０名

（2）　事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の介護員が、要介護または要支援状態等にある利用者に対しその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	①　事業所の介護員が、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮してサービスの提供に努めます。 ②　事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、また利用者の心身状況やその環境に応じて、サービスが効率的に提供されるよう配慮します。 ③　サービスの提供にあたっては、利用者の生命・身体・財産の安全確保に努めます。 ④　関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

（3）　職員の体制

職　種	資　格	勤　務　形　態	常　勤
管理者	社会福祉主事　等	常勤兼務	１名
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事　等	常勤兼務	計１名以上
介護員	介護福祉士、初任者研修修了者 認知症基礎研修修了者　等	常勤兼務 常勤専従 非常勤専従	計３名以上
機能訓練指導員	看護師　等	非常勤兼務	計１名以上

（4）　営業日、営業時間及び通常の事業実施地域

営業日	毎週　月～金　曜日（祝日含む）
定休日	毎週　土・日　曜日
サービス提供時間	午前９時００分から午後４時００分
対象地域	由利本荘市

2. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。利用料金は各自の負担割合に応じて負担していただきます。また、加算対象サービスについては、利用者ごとの選択性となります。

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者が協議した上で地域密着型通所介護計画・個別サービス計画に定めます。

① サービスの概要　（職員の勤務体制により、同性介護者による介助ができない場合があります。）

(ア) 食事

- 食事の準備、必要に応じて介助を行います。
- 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(イ) 入浴

- 入浴又は清拭を必要に応じて介助します。

(ウ) 排泄

- 必要に応じてご契約者の排泄介助を行います。

(エ)送迎

- ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 実費費用について

(ア) 食費：１回当たり６００円

ご契約者に提供する食事の材料費や調理費等にかかる費用です。都合、体調不良等の理由に関わらず、**当日午前 8:３０までに休みの連絡がない場合、又は来所後に体調不良等で途中退所され、昼食を食べられなかった場合**などは食事代を頂くことになります。

(イ)レクリエーション等の活動費

制作材料代、外出レク等にて発生した実費をいただきます。

＜利用料金＞

区分（**要支援**）		利用料金	介護報酬（90%）	利用者負担（10%）	利用者負担（20%）	利用者負担（30%）
要支援１	利用１回当たり	4,360／回	3,924／回	436／回	872／回	1,308／回
	月４回を超える場合	17,980／月	16,182／月	1,798／月	3,596／月	5,394／月
要支援２	利用１回当たり	4,470／回	4,023／回	447／回	894／回	1,341／回
	月８回を超える場合	36,210／月	32,589／月	3,621／月	7,242／月	10,863／月
処遇改善加算Ⅱ		利用単位に 9%加算				
送迎減算		-47（片道につき）※事業者が送迎を実施しない場合に減算となります。				

区分（**要介護**）			基本(７～８時間)	介護報酬（90%）	利用者負担（10%）	利用者負担（20%）	利用者負担（30%）
介護保険	利用料金	要介護１	7,530	6,773	753	1,506	2,259
		要介護２	8,900	8,010	890	1,780	2,670
		要介護３	10,320	9,288	1,032	2,064	3,096
		要介護４	11,720	10,548	1,172	2,344	3,516
		要介護５	13,120	11,808	1,312	2,624	3,936
	加算	入浴介助加算	400	360	40	80	120
		処遇改善加算Ⅰ	利用単位に　9%加算				
	減算	送迎減算	-47（片道につき）※事業者が送迎を実施しない場合に減算となります。				
介護保険外		食費	―	―	600 円		
		教養娯楽費	―	―	自費		

（ア）　利用料金（基本・加算）は、厚生労働省が定めた金額です。

（イ）　利用者負担額については介護保険負担割合証及び、介護保険証給付制限欄をご確認下さい。

（ウ）　おむつやリハビリパンツ使用の方は、必要な枚数を利用の都度持参していただきます。

１割負担の**一日当たり**の利用料金　（基本利用料＋入浴加算）+処遇改善加算　＋　食費

区分		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１日当たりの利用料金	１割負担	月４回まで 1075 円/回	月８回まで 1087 円/回	1,464 円	1,614 円	1,768 円	1,921 円	2,074 円
		1960 円/月 ＋(昼食代×回)	3,947 円/月 ＋(昼食代×回)					

③ 利用料金のお支払い方法

前記の利用料金及び費用は、１か月ごとに計算し、利用された翌月にご請求します。

１.以下の指定口座への振り込み(振込手数料がかかります) 金融機関：北都銀行本荘支店 口座番号：普通預金　６３３９４１１ 口座名義：秋田医療福祉株式会社　代表　佐藤　龍馬 ２.現金での支払い

④ 利用の中止、変更、追加

利用予定日前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までにケアマネージャーに申し出るとともに事業者に連絡してください。ただしサービスの変更・追加については事業所の稼働状況により希望する日時に提供できないことがあります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。

3.事故発生における対応と発生後の対応

サービスの提供時における人身事故、器物破損等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、次に沿って連絡を行うものとします。

① 管理者へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。

②人身事故においては、直ちに救急車又は主治医へ連絡し、適切な指示を仰ぎます。
（必要に応じて、警察等にも連絡します）

③ 家族へ連絡し、事故の状況と本人の状態等を説明します。

④ 担当居宅介護支援専門員、その他関係事業所等へ、事故の状況と本人の状態等を報告します。

⑤ 必要に応じて、市へ届出し適切な指示を仰ぐとともに、必要な措置を講じます。

万が一、事故が発生してしまった場合、事実を迅速正確に整理・調査し、事故の要因分析、具体的な再発防止策を検討します。その上で、発生の状況や今後の対応について家族等に十分な説明を行い、事故の経過や調査結果、改善策について詳しく記録します。

4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置と業務継続計画の策定等

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組みます。感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

5. 虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の予防と防止の措置として、虐待防止委員会を設置し責任者を選定しています。

6.苦情の受付について

【担当窓口】

通所介護事業所千寿苑　管理者　佐藤　麗夏　TEL ０１８４－７４－５４８２

【苦情等解決責任者】

秋田医療福祉株式会社　代表取締役　佐藤　龍馬　TEL ０１８４－２３－７２００

その他、下記の公共機関窓口でも相談・苦情を受け付けています。

●由利本荘市長寿支援課

〒015-8501　由利本荘市尾崎１７番地

TEL 0184－24－6322

●本荘由利広域市町村圏組合介護保険課

〒015-0871　由利本荘市尾崎１７番地

TEL 0184－24－3347

●秋田県国民健康保険団体連合会

〒010-0951　秋田市山王４丁目２番３号

TEL 018－862-3850

●秋田県福祉サービス相談支援センター

〒010-0992 秋田市旭北栄町１番５号

秋田県社会福祉会館　TEL 018-864-2726

＜苦情処理を行うための処理体制及び手順＞

秋田医療福祉株式会社苦情解決事業運営規程に基づき適切に対応します。

1. 苦情受付担当者が苦情を受け付けます。
2. 受け付けた苦情は苦情解決責任者へ報告します。
3. 苦情解決責任者は申出者との話し合いによる解決に努めます。
4. 話し合いの結果や改善事項等を記録し、また、苦情解決結果の記録・報告を行います。
5. 個人情報に関するものを除き、実績を公表します。

地域密着型通所介護サービス・総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

（事業所説明者）

所　　在　　地　秋田県由利本荘市川口字八幡前５２番４

事　業　所　名　秋田医療福祉株式会社　通所介護事業所千寿苑

説明者　職　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業所説明者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービス・総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

（利用者）

住　　所　　由利本荘市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（家族の代表者）利用者との関係（　　）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

附　則（平成２６年7月２５日）
この規定は平成２６年8月１日から施行する。
附　則（平成２７年3月２５日）
この規定は平成27年4月１日から施行する。
附　則（平成２７年7月２５日）
この規定は平成27年8月１日から施行する。
附　則（平成２８年3月１日）
この規定は平成２８年3月１５日から施行する。
附　則（平成２８年３月２５日）
この規定は平成２８年4月１日から施行する。
附　則（平成２９年3月２５日）
この規定は平成２９年4月１日から施行する。
附　則（平成３０年3月２５日）
この規定は平成３０年4月１日から施行する。
附　則（平成３０年7月２５日）
この規定は平成３０年8月１日から施行する。
附　則（平成３０年9月２５日）
この規定は平成３０年１０月１日から施行する。
附　則（令和元年8月１日）
この規定は令和元年8月１日から施行する。
附　　則（令和元年９月10日）
この規定は令和元年10月１日から施行する。
附　則（令和３年３月31日）
この規定は令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和３年９月24日）
この規定は令和３年９月15日より施工する。
附　則（令和３年10月１日）
この規定は令和３年10月17日より施工する。
附　則（令和５年９月１日）
この規定は令和５年９月１日より施工する。
附　則（令和６年４月１日）
この規定は令和６年４月１日より施工する。
附　則（令和７年３月１日）
この規定は令和７年４月１日より施工する。